

## 介護保険・介護予防による訪問看護料金表(令和6年6月1日改定)

訪問看護ステーションふれあい田町

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、厚生労働大臣の定める基準(介護報酬告示の額)によるものとし、法定代理受領サービスである時は、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額となります。介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

### 1 訪問看護の利用料

(単位数×10.21円)

	20分未満	30分未満	30分以上～1時間未満	1時間以上～1時間30分未満
訪問看護費	314 単位	471 単位	823 単位	1128 単位
介護予防訪問看護費	303 単位	451 単位	794 単位	1090 単位
サービス提供強化加算 I	6 単位を追加 (勤続年数 7 年以上の者が 30%、定期的な研修と会議の開催)			
サービス提供強化加算 II	3 単位を追加 (勤続年数 3 年以上の者が 30%、定期的な研修と会議の開催)			

### 2 その他の加算

(単位数×10.21円)

① 緊急時訪問看護加算 I	I : 600 単位/月
緊急時訪問看護加算 II	II : 574 単位/月
② 早朝・夜間加算 早朝：6時～8時、夜間：18時～22時	単位数の 25%
③ 深夜加算 深夜：22時～6時	単位数の 50%
④ 特別な管理を必要とされる方	
特別管理加算 I 〔在宅悪性腫瘍等患者指導管理 在宅気管切開患者指導管理 気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態〕	I : 500 単位/月
特別管理加算 II 〔重度の褥瘡・人工肛門・人工膀胱、在宅酸素を使用している状態 点滴注射を週 3 日以上行う状態 等〕	II : 250 単位/月
⑤ 複数名訪問加算 I (2人以上の看護師等が同時に訪問看護を行う場合)	30分未満：254 単位/回 30分以上：402 単位/回
複数名訪問加算 II (看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合)	30分未満：201 単位/回 30分以上：317 単位/回
⑥ 長時間訪問看護加算 (特別管理加算の対象の方に 1 時間 30 分以上訪問看護を行った場合)	300 単位/回
⑦ 初回加算 I (新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対し退院・退所日当日に初回訪問をした場合)	I : 350 単位/回
初回加算 II (上記以外の場合)	II : 300 単位/回
⑧ 退院時共同指導加算 (入院中または入所中の方に訪問看護ステーションの看護師が 出向き、病院等の医師他と在宅で必要な指導を行った場合)	600 単位/回
⑨ 看護体制強化加算 I	I : 550 単位/月
看護体制強化加算 II	II : 200 単位/月
⑩ 専門管理加算	250 単位/月

⑪ ターミナルケア加算（在宅で死亡した利用者に対して死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合）	2500 単位/月
⑫ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	単位数の 5%/月

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際の提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。

※サービス提供体制強化加算・緊急時訪問看護加算・特別管理加算については区分支給限度基準額の対象外です。

### 3 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の料金 (単位数×10.21 円)

	20 分未満	40 分(20 分 2 回)	60 分(20 分 3 回)
訪問看護費	294 単位	588 単位	882 単位
介護予防訪問看護費	283 単位	566 単位	849 単位
サービス提供強化加算 I	6 単位	12 単位	18 単位
サービス提供強化加算 II	3 単位	6 単位	9 単位

※理学療法士等による訪問看護利用料について

- ・1 日に 2 回を超える場合、90/100 を乗じた単位数で算定します。介護予防の場合は 50/100 を乗じた単位数で算定します。
- ・1 週間に 6 回を限度として算定します。

### 4 その他利用料金

エンゼルケア代金 : 10,000 円(税込)

年            月            日

(説明者) ご利用者に対して本書面に基づいて利用料金について説明しました。

氏名 \_\_\_\_\_

(利用者) 私は、本書面により利用料金について説明を受けました。

氏名 \_\_\_\_\_

(代理人) 私は本人に代わって、本書面により利用料金の説明を受け上記の署名を行いました。

氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 (            )